

福岡市環境審議会議事録

I 開催日時等

1 日時 平成 31 年 2 月 7 日（木）10：30～12：00

2 場所 TKP ガーデンシティ天神 M-1（福岡天神センタービル 8 階）

3 議事

- (1) 福岡市における「SDGs」の実現に向けた取組み
- (2) 事業系ごみの減量施策について

4 報告

- (1) 福岡市災害廃棄物処理計画の策定について

5 出席者（敬称略）

| 氏名 | 役職等 |
|---------|---------------------------|
| 阿部 真之助 | 市議会議員 |
| 大串 渉 | 九州経済産業局 資源エネルギー環境部 次長 |
| 小出 秀雄 | 西南学院大学 経済学部 教授 |
| 勢一 智子 | 西南学院大学 法学部 教授 |
| 平 由以子 | 特定非営利活動法人 循環生活研究所 理事長 |
| 田中 綾子 | 福岡大学 工学部 教授 |
| 富永 周行 | 市議会議員 |
| 中山 裕文 | 九州大学大学院 工学研究院 准教授 |
| ひえじま 俊和 | 市議会議員 |
| 久留 百合子 | (株) ビスネット代表取締役／消費生活アドバイザー |
| 藤本 顕憲 | 市議会議員 |
| 藤本 一壽 | 九州大学 名誉教授 |
| ○ 二渡 了 | 北九州市立大学 国際環境工学部 教授 |
| 松野 隆 | 市議会議員 |
| 松藤 康司 | 福岡大学 名誉教授 |
| 森 あや子 | 市議会議員 |

○ 会長

II 議事録

1 開会

●事務局（環境政策課長）

皆さん、おはようございます。皆さまお揃いになりましたので、ただいまより福岡市環境審議会を始めさせていただきます。

私は本日の進行を担当いたします環境局環境政策課長の鎌でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員数 26 名中 16 名の方にご出席をいただいておりますので、福岡市環境審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、定足数を満たしていることをご報告いたします。また、本会議は福岡市情報公開条例第 38 条に基づき、公開にて開催いたしますのでご了承ください。

それでは、開会に当たりまして、環境局長の吉村よりごあいさつを申し上げます。

●事務局（環境局長）

おはようございます。福岡市環境局長の吉村でございます。

本日は大変お忙しい中、環境審議会の総会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆さま方におかれましては、日頃から福岡市の環境行政の推進に多大なご理解とご協力をいただいておりますことを、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

今日は平成 31 年の最初の総会ということでございますけれども、今年 6 月には大阪で G20 の首脳会合が開催されるということで、福岡市におきましても財務大臣・中央銀行総裁会議が開催されるという予定になってございます。

これらの会議の中では、持続可能な社会、持続可能な開発目標でございます SDGs の実現に向けた取組みとして、気候変動対策としての適応策や、国際的な問題になっております海洋マイクロプラスチック問題などが重要なテーマとして議論されるものと考えてございます。福岡市といたしましても、それらの問題について適切に取り組んでまいらなければならないと考えているところでございます。

本日の審議会でございますが、3 つの議題をお願いしているところでございます。まず 1 つ目の議題といたしましては、SDGs に関連いたしまして前回の審議会でご報告をさせていただきました福岡市における SDGs の実現に向けた取組みの中で、福岡市の環境基本計画との関連性について整理をしたものを、前回その内容についてご説明させていただきました。その内容について委員の皆さま方よりいただきましたご意見を踏まえまして、改めて再整理をしたものをご報告させていただきたいと考えているところでございます。

また、環境局で先行的に取り組んでまいりました SDGs の実現に向けた取組みでございますが、役所の中でも少しずつ全庁的に広がりを見せているところでございまして、その辺りにつきましても今日ご報告をできればと思っております。

今後とも環境局で連携をいたしまして施策に取り組む、経済、社会、環境の各分野の総合的な発展を目指しまして、持続可能な社会の実現に向け、取り組んでまいりたいと考えてございます。

それから 2 つ目の議題でございますが、現在、環境局として重点的に取り組んでおります、ごみの減量に向けてより効果のある新しい施策についてここ 2 年間、循環型社会構築

部会において集中的なご審議をいただいていたところでございます。とりわけ課題となっております事業系ごみの減量施策につきまして、古紙の資源化に向けた分別強化策を中心に具体策をまとめさせていただきましたので、そのご報告をさせていただきたいと思っております。

それから3つ目の議題でございます福岡市の災害廃棄物の処理計画でございます。近年頻発をしております大規模災害の各地における被災状況でありますとか、福岡市が実際直接に被災自治体に出向いて支援をした経験などを踏まえて、策定作業を行ってきたところでございます。このたびこの策定作業によりまして、ある程度のものを取りまとめさせていただきましたので、その内容についても本日もご報告をさせていただきたいと思っております。

今日は限られた時間ではございますけれども、委員の皆さま方には忌憚のないご意見、それからご指導をお願い申し上げたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

●事務局（環境政策課長）

それでは議事に入ります前に、本日の会議で用います資料の確認をしたいと思います。事前に議事次第のほか、右肩に資料1、資料2、資料3と記載したものの、参考資料といたしまして参考資料1、参考資料2、参考資料3と記載したものを事前に配布しております。

それから、本日配布をいたしております資料といたしまして、座席表、関係例規集を、また、SDGsの関連資料といたしまして17の目標、169のターゲットを事前にお配りしてございましたけれども、この分については再度配布いたしております。

それから、第三次福岡市環境基本計画、平成30年度ふくおかの環境の冊子をご用意いたしております。この環境基本計画、ふくおかの環境につきましては、申し訳ございませんけれども会議終了後に回収をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。資料に不足等がございましたらお持ちいたしたいと思っております。よろしいでしょうか。

2 議事

●事務局（環境政策課長）

それでは次第2、議事でございます。これ以降の議事進行につきましては、二渡会長にお願いをいたしたいと思っております。二渡会長、よろしくお願いいたします。

○会長

皆さん、おはようございます。平成というのが今年の4月までということで残り少なくなっておりますけれども、環境局ではこれまでどおりの取組みを着実に進めていただきたいと思います。

それでは、議事のほうに入らせていただきます。議事1、「福岡市におけるSDGsの実現に向けた取組み」について、事務局より説明いただき、その後委員の皆さまからご意見、ご質問をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは事務局から説明をお願いします。

(1) 福岡市における「SDGs」の実現に向けた取組み

●事務局（環境政策課長）

それでは、議事 1「福岡市における SDGs 実現に向けた取組み」ということでご説明いたします。資料につきましては、お手元の資料 1 をご覧いただきたいと思っております。

前回の 10 月の会議でもお示しをいたしましてご意見をいただいたところですが、改めて整理をいたしております。

昨年の 4 月に閣議決定をされました国の第五次環境基本計画におきまして、目指すべき社会の姿を実現するための手法として、複数の目標の総合的な解決を特徴の 1 つとする SDGs の理念を基として計画を見直し、経済や社会が抱える課題解決を目指すこととされているため、われわれ環境局といたしましても、SDGs を理解した上で目標を実現するための手段を考え、関係主体との連携を深め、行動すること自体が必要であると考えております。

そのため環境局では最初のステップといたしまして、福岡市環境基本計画における既存の施策が SDGs の目標とどのように関連しているかについてのあてはめの作業を行い、前回 10 月の審議会でお諮りしたところでございます。

その際、委員の皆さまからさまざまなご意見をいただいているところでございまして、そのご意見等を踏まえて庁内で再度検討いたしましたものをまとめて、今回ご報告を行いたいということで挙げさせていただいております。

まず 1 番目の福岡市環境基本計画（第三次）と SDGs の関連ということでございますけれども、改めて今回あてはめ作業を行ったということでここに整理をしております。まず総括的にはページの右側に環境基本計画の抜粋を掲載しておりますけれども、基本計画の施策の基本的方向と SDGs の目標の方向性が一致するものということで、まず選択いたしました。

次に、基本計画の主要な施策につきまして、SDGs のターゲットと関連するものを選択いたしております。ちなみに、SDGs のターゲット、本日お配りをしておりますけれども 17 の目標と 169 のターゲットがございまして、そのターゲットを見ながらその中と一致している目標を選択するというで考えております。それからここに矢印で書いておりますけれども、事業の実施に当たりましては、結果的に効果が生じる目標を副次的目標と呼んでおりますけれども、これについては今回、一覧表のほうには掲載しないというルールで整理をいたしております。

では、2 ページ目をご覧ください。2 ページ目の下段になりますけれども、先ほど申しました基本的な考え方と併せて、一番下の欄になりますけれども、事業における SDGs ゴール関連図としまして、今回は「国際機関の連携による技術協力」ということを例に挙げさせてもらいました。

それぞれの所属で担当しています業務につきまして、事業が直接的に目指すゴール、これがメインゴールになりますが、ここでは真ん中の 11 番「住み続けられるまちづくりを」というこの直接的に目指すゴールを掲げまして、この目標を達成することで左側の 4 番の「質の高い教育をみんなに」、それから「パートナーシップで目標を達成しよう」という 17 番が同時達成をします。それから矢印でそれぞれ効果ということを示しておりますけれども、それぞれの関係性で目標の 3、6、9、13、15 ということで、これらが実際に 11 番を達成する、あるいは 11 番に効果を与えるというところで、これが直接的な取組みの事業の目指すゴールだということでの整理をしまして、下のほうに記載をしているところでご

ざいます。

それから、この図の一番左側には副次的効果というところで、1、2、8、10、14 ということで枠囲みをしております。当然、国際機関とできるだけ技術協力をするということで、例えば1番であったり2番であったりというのは効果がないということではありませんが、極端に言いますと全てつながりがございまして、こういった副次的効果につきましては今回掲載をせずに、直接的なゴールになる目標のそれぞれの番号について記載をするということで今回は整理をいたしております。

それから、今は国際機関の連携による技術協力だけを掲載いたしておりますけれども、各所属のそれぞれ所管の事業につきまして、このように関連図を作成する作業を行った上で、掲題する目標の整理を行ったところでございます。

それから、順序が逆転しましたがけれども、このページの上にあります「再検討後の福岡市環境基本計画とSDGsの関連性について」でございます。頂いた意見等を基にしまして、もう1度庁内の関係局等との協議をいたした中で、4つにつきまして追加あるいは削除ということで、その理由につきましては掲載のとおりでございますけれども、このように整理したところでございます。

3ページをご覧いただきたいと思っております。参考資料1と右肩に書いております一覧表、これは福岡市環境基本計画とSDGsの関連につきまして整理を最終的にしたということで考えております。先ほどご説明をしました国際機関の連携による技術協力につきましては、この表の一番下の段になりますけれども、17のゴールのうち直接的なゴールとして、3、4、6、9、11、13、14、15、17ということで記載をしております。先ほどご説明をしたとおり当然、副次的な効果がございましてけれども、これについては今回記載をしないというルールで行っております。

それから、ピンク囲みで記載をしているところが4カ所ございます。これについては先ほど申しましたように、前回からの変更点ということで追加、削除したところについてピンクのマークを付けてございます。結果的には、一覧表を作成することが本来の目的ではないですけれども、今回、環境基本計画とSDGsとの関連について整理した1つの指標として、今後こういった一覧表を活用していきたいと考えておりますので、今回この再検討をいたして整理をしました内容について、ご意見があればお願いをしたいと考えてございます。

前のページに戻っていただきまして、右側のところにある2の「SDGsの達成に向けた他局との連携について」と掲載をいたしております。先ほど申しましたように、ただ単純に一覧表を作成することが目標ではございません。われわれは今回この一覧表を整理する中で、各目標が互いにどう関連しているのか、あるいは全体を見渡す視点を持って事業の目標達成を目指すことが、今後さまざまな課題の同時解決につながるということを理解いたしまして、そこで今回整理をいたしました環境局職員一人ひとりが、今後SDGsの視点を持って環境施策に取り組んでまいりたいということで考えております。

今回SDGsゴールの関連図をそれぞれ事業ごとに作成をする中で、これまでイメージであったりとか言葉だけでいろんな施策を議論しておりましたけれども、今回、直接的に図で表すことで、見える化ということで、それぞれの効果であったり目標であったりといったところがどう関連しているのか、あるいはどういった影響をお互いに及ぼしているかと

ということが明確になって、本来どういった目的でこの事業をやっているのかというのが理解できたかということで考えております。

ちなみに、最後に書いているように、これまで環境局のほうが先行して環境基本計画とSDGsの関連ということで整理をしてまいりましたけれども、今、総務企画局が中心になりまして、福岡市総合計画、福岡市の一番基となるマスタープランですけれども、これについて全庁的に、同様の手法でSDGsの関連性を整理しているところでございます。全庁的にこの整理が進んでまいりますと、これまで以上に局間の連携ということで、当然環境局だけではできない事業が多くございますので、お互い理解をすることで職員の連携だったり、あるいは新たな施策を生み出していくことが可能になるのではないかとということで、まずは施策の検討であったり実施についてもしっかりと実施をしていきたいということで考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○会長

ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明いただきました内容につきまして、ご意見、ご質問をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○委員

ご説明どうもありがとうございました。

いくつかお尋ねをしたいのですが、このSDGsは資料2ページ目のところでは、各局との連携についてということで、各局職員一人ひとりがこの視点を持って施策を実施していくということで、庁内での共有というのが図られることになると思うのですが、この市民への発信というのはどのような形を想定しておられるのでしょうかというのが1つ目の質問になります。

お尋ねした趣旨としては、やはりSDGsの達成のためにはマルチステークホルダーであるとかパートナーシップというのは非常に重視されておりまして、行政だけが頑張れば何とかするというのではないということで、市民も当事者としてかかわっていただくというのは必要なので、市民への発信が重要なのかなと考えたからお尋ねしました。

もう1つお尋ねをしたいのですが、SDGsは単に環境の持続可能性というだけではなくて、経済・社会・環境という3つの相互関連で社会を発展させていくということが肝でございまして、それぞれの担当部局が取り組みを示して見える化をしてやっていくことは非常に重要なことだと思っています。

そういうことで目標ができたのですが、これを今後、計画であるとか次の目標のバージョンアップなどに向けて、どのような形で横断的な検討を進めていくことをお考えなのか、連携とか新たな施策を生み出すということを先ほどお示しいただきまして非常に重要だと思うのですが、その検討体制について少し教えていただければと思います。

●事務局（環境政策課長）

ありがとうございました。

まず1点目でございますけれども、先ほど申しましたように全庁的に福岡市総合計画について関係性などを整理しておりますので、聞いているところによりまして公表を考えているということで、実際どういった形でまとめるかについては総務企画局のほうで検討を

されているところでございます。今、環境局が行ったように、マスタープランの施策とSDGsの関連性についての整理をしておりますので、それがまとまり次第公表するという事で聞いております。

それから環境局としましても、委員がおっしゃったように、行政だけでやれるものでもございません。今回、環境フェスティバル等のいろんなイベントの中でも、SDGsを市民の方に知ってもらうような、なかなか具体的なところまでは踏み込めないのですけれども、まずはマークの意味合いであったり、そういったところでそれぞれの団体がどういったところを目標に設定して、あるいはどういったところをゴールにしてやっているのかということ、ところを理解していただくような仕組みとかも取り入れて、市民の方あるいは市民団体の方だったりについてもできる限りお知らせをしていって、一緒に同じほうに向かっていけるような取組みということで、今後も考えていきたいということで考えております。

それから、市役所内での取組みにつきましては、環境局が事務局になっております環境調整会議というものがございます。それは環境局長がトップになり色々な環境施策について、特に環境局だけではできない局横断的な取組みがあったりいたしますので、これについては年に数回、情報共有等を行う、あるいは環境局からそれぞれの局、当然その会議だけではなくて、日々いろんな事業をする中で取組みについて情報共有を図っていったり、あるいは事前に事業を実施する前に調整するなど、環境の視点について入れてもらうような働きかけを現在行っているところでございます。

今後、先ほど資料にありましたように適応策ということも大事になってこようかと思っておりますので、そういったところについても先ほど言った環境調整会議など全庁的な組織を作っておりますので、そういったところで議論していきたいということで考えております。以上でございます。

○委員

まず、169項目の項目、15の何であるということを示したほうがいいと思います。ゴールだけだと、やはりざっくりすぎると思います。

それとSDGsが当てはめるだけではないということをおっしゃっているので良かったなと思います。通常はSDGsに向けた方針に対してこういうものを付けていくので、例えば10番とかが全部付いてないとか、行政が一番行わないといけないのはやはりいろんな市民に平等にいろんな場を与えとか、そういったことが盛り込まれているところが入っていないので、抜けた方針に対するSDGsの項目を当てはめるほうが、こういう方向で目指しているということを示すための指標、「ゴールする」なので、世界中そういったことでやっているから、一緒にこれを目指しているからパートナーを組みましょうということでしか進めないから、現状これですということはあまり必要がないというか、細かい数字を出すほうが大事だと思います。

それにプロジェクトとして方針を出して、10の何とかという項目を出したあとに、新しいそれに対するプロジェクトを立ち上げましたというふうなことを示していけば、市民から見るとそういうことに当てはめて、こういうことをさらに始めたというのがすごく分かりやすいので、そういう進め方がいいなと思いました。

それと、マイクロプラスチックでプロジェクトをする予定ですけど、やはり陸ごみと山ごみ、川ごみは全部つながっていて、最終的に川で取れるから川、海で取れるので海のマ

マイクロプラスチックと考えがちですが、マイクロプラスチックを減らすための陸の暮らしの中でどう取り組むかみたいなことを出すための、そういった指針とかをどんどん早く出していったほうがいいと思います。

日本でいうと横浜とか京都とか早いので、そこを目指すのか、ヨーロッパとかもっと進んでいるところを目指して環境エコノミーのところまでいくのかとか、そういったところを半歩先でもいいので何か示したほうがいいかと思います。

●事務局（環境政策課長）

ありがとうございます。先ほどおっしゃっていただいたように、参考資料1だけでいくと何の施策が3番とか5番というのは分かりませんので、もう少しこの部分をかみくいだいた中で、例えばここにありますような第1節第1項の「黄砂・PM2.5などの大気汚染物質への対応」ということで、先ほど言いましたようにこういったターゲットをやっているのか、その中のこういった事業でこの目的を達成していくというのを、もう少し詳細に、今回は一覧表だけしかご準備できませんでしたけれども、それぞれの第1節第1項であればどんな事業があってこういったターゲットの中でこういった目標達成に取り組んでいるというところをお見せできればいいのかなということ考えております。

それから、もう1つおっしゃっていただいた、確かにこれで整理すると10番とか5番とかいうのがないというのは、逆に改めて分かったような整理ができた部分です。

ただ、全く5と10が入ってなく、おそらく副次的効果に入っていたりすると思いますので、そういうことであれば5番と10番を何か直接的なゴールとして達成できるような施策を考えてみるとか、あるいはそういったつながりがどこかの局、あるいは新たな施策として補っていけるということで、今回改めて見るとそういった整理ができてきたのかというふうに思います。

この一覧表だけで、先ほど申しましたように完成ではございませんので、この一覧表を見ている中でまた足りない目標であったり、こういうのを追加していけばまた新たな別の効果が出てくるのではないかというところについて、これを活用しながらしっかりと施策に結び付けていきたいと考えております。以上でございます。

○委員

今回の、他局との連携についてということで、環境局というよりもむしろ総務企画局が旗振り役となって、全体の進行調整をしていくのかなと思っていますけれども、これまでも環境局が役所全体の環境行政というか、各局との連携とか旗振り役をしたはずですがけれども、今回は今までの取組みがどうだったのかという点を踏まえて、それとまた違うアプローチというか、取組みをしていかないと進んでいかないと、形だけに終わってしまう可能性があると思っています。そこのところご所見をお聞きしたいと思います。

それからこれは環境だけに限らず、今、本当に世の中が多様化する中で、現況のこの役所の縦割りでは対応できないことがいっぱい出てきているわけです。そういったことを環境局からもぜひ、総務企画局や全庁に対して、局の垣根を乗り越えて新しい政策課題にどう取り組んでいくのかということ、これから進めるための1つのきっかけづくりにしてほしいなと思っています。その辺についてもご所見をいただければなと思っています。

●事務局（環境政策課長）

ありがとうございました。

1 点目でございますけれども、これまでも他局との連携について私どもも今まで行っていたのですけれども、先ほどご説明いたしましたように、以前は言葉であったりとか、あるいはイメージ的なものでなかなか情報共有を図ることができなかったのかなと思っております。

それが先ほど説明した国際機関との連携による技術協力ですけれども、こういったそれぞれの施策で SDGs との関連を整理していくと、ここでも書いておりますように環境局だけではなくなかなか難しい中で、道路下水道局であったり、水道局であったり、あるいは総務企画局であったりというところが明確に見える化することができたということです。これであれば他局ともゴール、あるいは効果あたりは考え方がもしかしたら違ってくるのかもしれないけれども、こういうことを示すことでお互いに話がより前に進むのではないかと考えております。

それから全市的な分につきましても、今回 10 月に前回報告をさせていただいたときに、全市的な取組みも必要だろうということでお話をいただきましたので、総務企画局へそれを早急にお伝えいたしました。

それがあったわけではないのしょうけれども、このあとから少し全庁的に、福岡市総合計画と SDGs の関連についての整理が少し進んだのではないかとというふうに考えております。先ほど申しましたように、私どもも環境調整会議というようなところで一覧表にまとめて各局との連携したいこと、あるいは依頼したい事項というようなところをまとめて、それぞれの局と調整するような場を年に数回持たせていただいて情報共有を図っているところでございます。今後はこういった SDGs の一覧表を整理いたしまして、それも活用しながらこれまで以上に共有が図れるのではないかとということで、積極的にまたさらに働きかけを進めていきたいと思っております。以上でございます。

○会長

すみません、ちょっと私からも。「SDGs のウェディングケーキ」という説明が、ストックホルムの組織だったと思いますがそこからありまして、先ほども委員が言われましたけれども、経済・社会・環境とある中で、環境が一番土台となっており、その上に社会、経済が乗っているのです。

ですから従来でも環境というのが一番中心、基本だというのはこの SDGs もそういう捉え方になっていきますので、そういう意味では今回の総合計画においてもいろいろ取組みが検討されるということです。福岡市としてそういう取組みを市民の方に知っていただけるというのは非常にいいことじゃないかと思います。

○委員

この SDGs の目標として 17 項目、それからターゲットで 169、先ほど委員からおっしゃられたのですが、やはり細分化されたものがここでもしっかりと見ていけるような資料がほしいなど。

それと、さらに 232 の指標というものがまた細分化されてあると思います。それをまた検証しながら、今の現状とそれからさっき言われたみたいに足りない部分をこういうふうに組み込んでいきますというものまで、もう少し時間がかかるのかもしれないですけども、そこもぜひ見ていきたいなというのがあります。

それから市民への発信ということも先ほど言われたのですが、SDGsのカードを使ったり、いろんなタイプでSDGsのことを自分のものにしていこうと、一般のファシリテーターをしている方たちが今どんどん誕生して、一般向けにも色々な企画とかイベントを開いてくださって、有名なものとしてカードがあるのですが、ぜひ庁内でも1度そういう企画をされたらどうかというのがあります。

私も実際に体験してみたのですが、目的がカードの設定のものなので、それを読んだだけでは、ただ何か分かった気持ちになってしまいます。そこをもう一歩踏み込んで、本当に何がこれから必要なのかというところまで、いろんなタイプの方がいらっしゃるので、そういう企画を発信の材料として役所側もそれを把握していただいてやっていただきたいなと思います。

そのカードを使ったものが、必ずではないかもしれませんが、私が体験した中ではやはり環境がとて低い数字での現状になるのです。皆さんが意識すれば、社会も経済もバランスが取れていくというふうな形になるので、やはり現実に置き換えてもそうだと思うのです。先ほど言われたように、環境というものが土台で、そこを保全していくためにいろんな皆さんの知恵ができてきてこの目標が達成していかれると思います。なので、ぜひそういうことも少しされて、されたことがまた私たちにも伝わってくるような、そういう報告を受けたいなと思います。

それから海洋の問題で、山と川と海がつながっているということで、博多湾の保全の集いというのを定期的に開かれていますけれども、そこが港湾空港局主導でされていると思います。環境局も入っているのですかね、その会議に。その中でも何となく港湾空港局主導なので、なかなかもう一歩というところが見えてこないとか、ちょっともどかしい部分が少しあって、市民団体でも山と川と海をつなぐような団体もいらっしゃるので、その声ももうちょっと反映されて、ごみ問題を市民がみんな考えていけるようにしていただけたらなと思っております。よろしくお願いたします。

○委員

皆さんとも関連するところはあるのですが、特に消費生活という分野から考えたときには、やはり4番と12番のところが一番私たちもこれから力を入れてやっていかなきゃいけないというふうに思っているところです。

特に4番、それから先ほどのご報告でも庁舎の中で横断的にやっていくということの中で、具体的にいうと例えば教育委員会と消費生活があるところという市民局の消費生活センターになるかと思うのですが、そういうところで今までもされていたと思うのですが、よりSDGs、環境というところをしっかりと打ち出した形で教育の中に取り入れていくとか、それを横断的にお話されるときに教育委員会にもそれを伝えていただきたいし、市民局のほうにもしっかりと伝えていただきたいなと思います。

特に消費者教育ということでは、市民教育という観点でもあるのですが、やっぱり物を選ぶ目とか、ここで言うところの使う責任になるのですか、そのところになりますけれども、その前にまず消費をするときの物を選ぶ目、それからそれが廃棄になるときはどうなるか、ごみになるとどうなるかと、そういうところまで考えた消費者視点というところをしっかりと教育の中に盛り込んでいただいたり、啓発の中に盛り込んでいただくということを、ぜひこの環境局が指導して進めていただきたいなと思っております。

ちょっと具体的なのですけれども、そういうところが消費生活の分野としては一番いいこの SDGs がきっかけになるかと思しますので、ぜひ進めていただきたいというお願いです。

○会長

質問意見をちょっと先にまとめてお願いします。

○委員

環境が主体となってさまざまな人間社会の経済、社会活動が営まれているという基本的な理念というのは共有できるのですけれども、現実的にそれが本当にそうになっているのか。この福岡市で考えてみた場合、私はそうになっていないのが現実じゃないかと思っています。

だから各課でさまざまな環境を主体とした取り組みを進めていくというのは、非常にこれから本当に持続可能な社会を進めていくための重要な課題だと思います。とりわけ今、福岡市のまちづくりで言いますと、天神ビッグバンとか博多コネクティッドとか、あるいは博多港の開発等も含めて、言わば開発優先の、しかも低炭素型ではなくて炭素化を生み出すような、そういう開発が優先されているように思います。

その辺はやはり環境局が主導となってチェック機能を果たしていく。今、地球環境、気候変動が苛烈する中で、さらに私は福岡市の地域のレベルでも求められていると思います。

総論はそれぐらいにしまして、今回提起されている環境基本計画の変更点が目標の 14、13、4、8 ということですが、7 のエネルギーの件については来年これをアップするという変更等々については検討されなかったのでしょうか。まずその点をお尋ねしたいと思います。

○会長

では今のご意見、エネルギーの質問について。

●事務局（環境政策課長）

今、エネルギーのお話が出ましたが、エネルギーの関係で申しますと、この一覧表の中で整理をいたしますと、第 3 節第 2 項の「廃棄物の適正処理の推進」から特にメインは第 4 節の「未来につなぐ低炭素のまちづくり」がメインとなります。そこに 7 番の「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」を今回掲載いたしておりますけれども、今回再度 10 月にご意見いただいた後にも検討いたした中で、従前どおりの整理ということで今回したところでございます。

○委員

とりわけ今、原発が経済活動上もう成り立たないというのが世界的な動向になってきていますし、原発中心のそれを廃棄していくということが世界の流れになっています。また、使用済み核燃料の後始末もこれはなかなか日本においても、福岡市に近い玄海原発 2 号機も九電さんは苦勞されているみたいですね。

そういったところを見ると、福岡市の環境基本計画では、やはり再生可能エネルギーというのを、もっともっと本格的に目標を上げていく必要があるというのをかねてより言っていたのですけれども、福岡市の環境基本計画でいくと再生可能エネルギーは 2024 年度で 30 万 kW です。これはやはり SDGs に比べて少し全世界のエネルギーの再生可能エネルギーの占める率から比べても、福岡市の場合ちょっと低いのではないかと思います。

そういう点で、2024 年で 30 万 kW、2030 年でどこまで伸ばすのかということまで含

めて、踏み込んで提示する必要があったのではないかというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

●事務局（環境政策部長）

委員ご指摘の原発関係のエネルギー対策でございますが、原発の関係につきましては当然ながら国民全体の生活、それと事業、そういうものを支える基盤でございます。そのことについては、まずは第一義的には国のほうでしっかりとエネルギー政策につきまして議論すべきだということで考えております。

一方では、委員ご指摘の再生可能エネルギーの関係でございますが、福岡市としましてもしっかりそれは取組みをさせていただきたいと思っております。ご存じのとおり、福岡市におきましても環境・エネルギー戦略を平成 26 年、2014 年度に策定させていただいているところでございまして、まずはその実現に向けてしっかり取り組んでいるところでございますので、ご理解いただければと思っております。以上でございます。

○委員

ぜひ目標量として、市内の電力自給率を少なくとも 40%あるいは 50%、または環境基本計画の目標 30 万 kW を 40 万 kW、50 万 kW という形で今後引き上げていくように、環境審議会のほうでも積極的にご論議いただくよう希望をしたいと思います。以上です。

○会長

まだまだご意見ある方もおられると思っておりますが、ちょっと議題がこの後も控えていますので、次の議事に入ることにします。もし最後に時間がありましたら、そこでまたご質問いただければと思っております。

(2) 事業系ごみの減量施策について

それでは 2 つ目の議事になりますけれども、「事業系ごみの減量施策について」ということで、まず事務局からご説明をお願いします。

○循環型社会構築部会長

循環型社会構築部会長をしております松藤です。お手元にある資料に記載しておりますように、昨年、部会を行いまして、報告のある問題や、そのほかに市のごみ処理の現状や民間事業者の減量・資源化への取組みの報告を行いました。そこで出たのが、きちんと分析されておらず、抽象的な内容が多いという厳しい意見をいただきました。

そうでないと先ほど委員が指摘しているように、福岡らしさとか福岡の問題点の特徴が見えてこない。全国でやっているようなごみを減らす取組みは福岡市でも 20 年近くずっと取り組んでいるのですが残念ながら福岡は、全国でもそうですけれども目標まで到達してない。

特に福岡の場合は事業系が頭の痛いことで、今回は施策をいくつか打っております。その施策が今後具体的に計画どおりにいくのかどうかということが、大きな課題です。特に紙ごみ、それからプラスチック、生ごみの 3 点セットが福岡の特徴で、家庭系ごみのほうは比較的皆さんの努力で減っているのですが、どうしても事業系が、景気が持続している福岡の場合は人口が増えながらごみを減らすという、横浜と同じぐらい、挑戦したこと

のないテーマです。そのあたりでどういう福岡らしい減量施策を打つかということで、今日はその辺に絞って、特に古紙の事業系ごみの減量、特に古紙の対応について少し詳細に報告したいと思います。

それから今後の施策、具体的にやろうとしている施策に対しても、事務局のほうで検討していただいておりますので報告していただきます。

それともう1点、次の報告にありますように、災害についての具体的な対応ですがこれは全国で行っていますけれども、審議会でもいろんな意見をいただいた後に具体化したほうが良いということで、報告事項としております。

特に温暖化の影響で、今度 NASA がやっと、温暖化が間違いなく進んでいるという具体的な温度分布の映像を流しておりましたけれども、どこで見ても確実に温暖化が進んでいる。そういう中で災害が頻発しておりますので、それに絡むのはまた後ほどしていただくということで、特に事業系の減量施策について事務局で検討していただいておりますので、よろしく願いいたします。コンパクトをお願いします。

●事務局（循環型社会計画課長）

循環型社会計画課長の松田でございます。それでは事業系ごみの減量施策について、循環型社会構築部会で検討いたしました内容についてご説明いたします。資料2をご覧ください。

部会は30年11月末に開催いたしまして、事業系ごみ減量施策についてご審議いただきました。

まず1の古紙の分別義務化導入についてですが、これまでの取組みと課題を踏まえ、古紙の資源化誘導策として平成32年度を目途に古紙分別義務化を導入すること、また自己搬入ごみに含まれる産業廃棄物が増加傾向にあることから、木くずの搬入を禁止することなどがおおむね了承されております。特に事業系古紙の資源化につきましては、平成29年度より4回にわたりご審議いただき、今回はそのまとめとなっております。

参考資料2をご覧ください。「1 これまでの取組みと課題」についてでございますが、まず(1)のごみ処理量の現状の図1のグラフをご覧ください。これはごみ処理量の実績と基本計画のごみ処理目標を示したものです。市ではこれまでさまざまなごみ減量施策を実施してきたところでございますが、実績に対して特に事業系ごみ処理量の目標との乖離があり、課題となっております。

そこで次の(2)事業系ごみの内訳をご覧ください。特定事業用建築物等の大・中規模排出事業者を中心に古紙の資源化が進んでおりますが、図2のとおり、事業系可燃性ごみの中には資源化可能な古紙が約7万トン含まれております。小規模事業者は古紙排出量が少ないため、古紙回収業者の回収ルートに乗りづらいなどの理由により資源化が進んでいないことから、その対応策として許可業者が中心となり古紙をリサイクルする施設、福岡市リサイクルベースを整備し、昨年5月に稼働を開始しております。

次に右ページ上段の(3)小規模排出事業者の古紙資源化をご覧ください。図3に30年度のリサイクルベースにおける古紙回収量の推移を示しております。徐々に回収量が伸びてきており、10月末時点で2500トン、3月末までに約5000トンの回収を見込んでおります。さらに今後の資源化を促進するため、排出事業者にヒアリングを行うなどして課題を分析し、整理いたしました。

ページ下段の課題をご覧ください。課題につきましては①～④で整理しておりますが、経済的メリットを感じない事業者が多く、分別の手間に抵抗感を感じ、非協力的な事業者が多いということが分かりました。

裏面をご覧ください。こうした状況を踏まえまして、まず平成 30 年度、31 年度は経済的メリットを感じる施策や分別の手間を軽減する施策など、古紙資源化誘導策を実施し、事業者の自主的な取組みを推進してまいります。

次に(2)の古紙分別義務化導入の欄をご覧ください。30 年度、31 年度と古紙資源化誘導策を実施したとしても、資源化に取り組む事業者と取り組まない事業者に二極化されると考えられるため、排出者責任の明確化と公平性の確保の観点から、平成 32 年度を目途に古紙分別義務化を導入することとします。実施予定時期につきましては、基本計画の一部改正におけるパブリック・コメント実施後の古紙分別義務化を開始することを予定しており、減量効果は約 3 万トンと推計しております。

ページ右上をご覧ください。次に④自己搬入される古紙への対策として、清掃工場への古紙の搬入を全面禁止し、搬入物検査を強化するとともに、自己搬入業者にとっては燃えるごみと古紙と別々の施設に持っていく手間が増えることから、許可業者のほうに誘導してまいります。

(3) その他の施策でございます。図 7 に平成 21 年度から自己搬入ごみの推移を記載しておりますが、近年、自己搬入ごみに含まれる産業廃棄物が増加傾向にあります。その対策といたしまして、民間での処理体制が整った木くずの市の施設への搬入を禁止するとともに、これまで市内・市外の事業者にかかわらず市内で発生する産業廃棄物の一部を受け入れていましたが、今後は市外の排出事業者の産業廃棄物の搬入を規制し、市内に事業所を有する中小事業者に限定いたします。時期につきましては平成 31 年 4 月から実施し、年間約 4000 トンの減量効果を見込んでおります。

最後に、他の政令市の古紙の分別の状況や産業廃棄物の受入れ状況などを記載しております。

資料 2 にお戻りください。施策の実施に当たり、部会で出された意見と対応を下記のとおりまとめております。まず古紙の分別義務化につきましては、①他都市の効果や課題等の知見を十分に生かすこと、②許可業者と古紙回収業者からの意見を聴取し、課題と対策を整理した上で進めることとの意見がございました。この意見に対しましては、先進都市の取組みを参考にいたしまして、許可業者・古紙回収業者とも十分に協議していくことといたします。

また③排出事業者へ古紙分別義務化時期を明示後に啓発・誘導を実施すること。④排出事業者が古紙の分別に取り組みやすくなるように、分かりやすく説明すること。また分別を行う意義など、意識を変える啓発も行うこと等の意見に対しましては、啓発誘導につきましては排出事業者がより取り組みやすいよう導入時期をしっかりと明示しまして、分別導入の意義を分かりやすく説明していくことといたします。

次の、木くずの搬入禁止につきましては、⑤脱焼却への施策誘導として市のこれまでの取組みや導入理由などを丁寧に説明することとの意見に対しましては、市民・排出事業者に対し、民間資源化施設の充実などの状況を説明し、木くずの搬入禁止について理解を求めていきます。

最後に食品廃棄物などその他の事業系ごみの減量施策につきましては、基本計画に掲げる目標を達成するため、食品廃棄物にかかる減量施策などについて引き続き部会で審議し、着実なごみ削減につなげてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございます。ただいま事業系ごみの減量施策ということで、部会長そして事務局からご説明いただきました。部会でも十分ご検討いただいているということで報告になっていますけれども、何かご意見、ご質問がありましたらよろしく申し上げます。

○委員

木くずの搬入禁止についてなんですけれども、それは市外のものを減らすのと、市内に関してはまだちょっと減らすということなのか、そこを説明いただきたいんですけど。

そしてここに丁寧に説明すると書いてあるんですけど、市外の排出事業者に対しての説明だけになるのか、ちょっとそこら辺をもう少し詳しく教えていただければと思います。

●事務局（循環型社会計画課長）

まずは木くずについてですけれども、これまでせん定枝については緑のリサイクルセンターで受け入れていたものでございますが、民間の処理施設が充実したことにより、その施設を廃止することといたしております。また、せん定枝に加えて、資源化可能な木くずの工場等への搬入を規制しまして、民間施設へ誘導していくということでございます。

それから産業廃棄物の市外の排出事業者の規制につきましては、現在、市では市内で発生した産業廃棄物の一部を受け入れておりますけれども、市外に所在地がある事業者が排出した部分についても市で受け入れておりますので、今回の改正により、市内で発生したもので、なおかつ市内に事業所を有する事業者の産業廃棄物のみを受入れを限定するというものでございます。

○委員

そうすると民間での受入れが整ったということですか。だからごみをただ受け入れないだけじゃなくて、処理はきちんと市内・市外関係なく行われていくかどうかというところを教えてください。

●事務局（循環型社会計画課長）

市外の排出事業者の分を規制いたしますのは、一般廃棄物の木くずではなく、市の条例で決めております8種類の合わせ産廃の分です。条例で市外に所在地のある排出事業者を除外するということになります。

○委員

ありがとうございます。右から左に位置を動かして、市内のごみが減ったというだけのような感じにどうしても聞こえてしまうのですけれども、適正処理というか、資源化されていくと思いますので、社会全体でごみの総量が減っていく、もちろん福岡市のごみを適切に処理することも大事ですけれども、やっぱり社会的に全体的に提案していくことはなかなか難しいことは承知していますが、SDGsの目標を達成していくためには自分たちだけでは駄目なので、啓発等を通じ意識を変える取組み、ごみの発生量を減らす取組みも進めて頂きたいと思います。

条例があつて色々な線を引いていくことは確かにあるでしょうけれども、ごみの行方ま

でしっかりと、福岡市だけが減ればいいのではなく、全体的に減らしていくような啓発や説明といったところをしっかりと取り組んでいただければと思います。

それから各事業所で脱焼却ということはもちろんされているのですけれども、やっぱり法律でぎりぎりセーフの焼却炉を持っている事業所がありますが、何かしら福岡市がそういう取り組みをしているというところも細かく、市内のそういった業者に対しても声をしっかりと上げて意識を高めていただいて、燃やせばそれで済むのではないというようなところまで、しっかりと伝えていただければと思います。

ただ、規定がある中で、法に触れない処理をされているのですけれども、24時間365日監視はできないので、環境局のほうにも相談がある事例ですけれども、その意識を高めてもらえるようにぜひ進めていただければと思っております。よろしくお願ひします。

●事務局（循環型社会推進部長）

循環型社会推進部長でございます。ごみの処理につきまして、いろんなご質問ご意見等がございますけれども、委員がご指摘いただきましたように、まずは右で処理しているものを左へという前に減量じゃないかというご指摘については、おっしゃるとおりだと思います。ごみ減量の施策をしっかりと進めていくという上で、先ほどご説明申し上げましたのは、そういった中で最終的に処分をするといったものをどういうふうに資源化していくかという中で、市の施設で受け入れている部分で木くずにつきましては、市の施設だけではなく、民間施設でもしっかりと資源化できる状況が整ってきましたので、その分については民間で資源化していただくという部分の説明でございます。

全般としてしっかりと減らすというのももちろん必要だと考えております。それから処理施設において適切に処理されるように、私どももしっかり見ていかなければならないというのも、重々承知しているところでございます。以上でございます。

○委員

もともと事業系のごみの内訳というのがあって、結局25万4000トンあって、資源化可能な古紙が7万トンあると。この7万トンを減少させるためにリサイクルベースを作った。しかしながらその7万トンのいわゆる資源可能な古紙の内訳が、雑がみが74%を占めて、段ボールが6%そこそこやったのに、実際にリサイクルベースに集まっている割合というのが、段ボールが73%あるということ自体が、もともと根本的なミスだと思います。

それで段ボールというのはもともと古紙業者、福岡市ペーパーリサイクル協同組合が集めていたものなのに、これを排出事業者がいわゆるごみを取ったとか取らんとかいうレベルの話までなっているというのが問題なわけです。事業系ごみを集めている許可業者と、ペーパーリサイクル協同組合の業者が対立するようなことを煽ってはいけないと思います。

もともとは燃やさないで資源にしないといけない雑がみ等をリサイクルベースに持って行って、再生しよう、リサイクルしよう、この7万トンを年間で初年度が6,000トン、次年度が9,000トンで1万2,000トン減らしましょう、としていたと思います。だけどそれが段ボールでされたら駄目だろうと。

雑がみをいかに排出事業者に徹底して出させるか。その意味においては、資源化可能な古紙を、いわゆる3分別にするという政策は悪いものではない。しかしながらこれが市民なり業者なりに徹底されるかが肝であって、それをどうするかと言ったら、福岡市全体で古紙を、今、燃えるごみと燃えないごみなどで4分別しているのを5分別にすればいいじ

やないですか。

それぐらいの覚悟でやらないと、なんかその場しのぎでしているような感じがして、この報告ではいまいち納得しないなど。僕らがリサイクルベースを、事業系ごみ資源化推進ファンドを使ってやった以上、この雑がみの74%というのがいかに減らされるか、資源にできるものを燃やしてどうすると。アジアのリーダーとして市長と言われるなら、市長にきちんと行って、そこら辺をやってほしいと思います。これに答弁は要りません。

○委員

先ほどの委員の心配のところですけど、確かに民間業者がいるからいいと言うのではなくて、やっぱり価格が高ければ当然民間には流れない、そういったところを危惧されているのではないかなと思うので、ぜひそういった排出事業者に対してもどういうことを施策としてやっていくのかというその誘導を、民間に誘導する方向にするための何か施策をぜひ考えていただきたいなというふうに思っています。以上です。

○会長

今日の報告の中にも、経済的メリットを感じる施策というのがありますので、特に小規模事業者がやはりその辺を感じる内容にならないと、ご協力というか実現はなかなか厳しいかなと思います。ここではもう義務化ということになっていますので、その辺の施策としてはかなり丁寧に行わないと、漏れということはないと思いますが、どこまで実現できるかということです。

それと委員が言われた内訳の内容、雑がみと段ボール、その辺の分析のところもしっかり確認した上での取組みを進める必要があるのではないかとということだったと思います。

まだまだご意見あるかと思いますが、部会で審議されたことについて、この総会で承認をいただきまして、そのあと事務局のほうでの作業になるかと思います。

ここでは承認ということですのでよろしくお願いいたします。

(「はい」という声あり)

○会長

それでは総会での承認ということにします。

それでは次は報告ということですが、事務局から説明をお願いします。

3 報告

(1) 福岡市災害廃棄物処理計画の策定について

●事務局（循環型社会計画課長）

資料3をご覧ください。福岡市災害廃棄物処理計画の策定について説明させていただきます。

まず「1 計画策定の経緯」でございますが、本市では平成17年3月の福岡県西方沖地震を踏まえまして、平成22年1月に福岡市震災廃棄物処理計画を策定しておりましたが、東日本大震災や熊本地震、九州北部豪雨などの災害が頻発し、平成30年3月に環境省の災害廃棄物対策指針が改定されました。本市におきましても、指針の改定や被災地支援の経験を踏まえ、現行の計画を改正し、災害廃棄物処理における基本方針をまとめた災害廃

棄物処理計画を策定するものでございます。

「2 計画の位置付け」でございますが、本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律などに基づく計画であり、関連する福岡市地域防災計画などとの整合を図りながら、策定いたします。

「3 計画策定のスケジュール」でございますが、昨年 11 月の環境審議会循環型社会構築部会及び 12 月議会第 5 委員会で報告を行ったほか、本年 1 月 4 日から 31 日までの期間、パブリック・コメントを実施いたしました。

これらの手続で出た意見につきましては現在整理しております、本日頂いたご意見も含めまして計画に反映し、3 月には策定したいと考えております。

2 ページをご覧ください。計画の概要についてご説明いたします。計画策定の趣旨につきましては、先ほど説明いたしました策定の経緯と重複いたしますので、割愛させていただきます。

処理の基本方針につきましては、迅速かつ衛生的な処理、分別・再資源化の促進、平時の廃棄物処理体制の維持、環境に配慮した処理、及び作業の安全性の確保の 5 点を挙げております。

次に基本方針を踏まえた計画の概要についてご説明いたします。災害廃棄物の発生量でございます。発生量は災害ごとに想定される最大量を推定しており、地震災害につきましては警固断層南東部を震源とするマグネチュード 7.2 の地震の場合、約 84 万トン。また同様に、津波につきましては約 8.5 万トン、水害につきましては約 24 万トンを見込んでおります。

3 ページをご覧ください。協力・受援体制につきましては、処理施設が被災するなど本市単独での処理が困難な場合、支援協定を締結している自治体や民間業者の協力を得ながら、広域的な災害廃棄物処理体制を構築します。また北九州市及び熊本市との相互支援協定に基づき、他自治体との受援調整を実施することとしております。

また、被災地支援につきましては、被災自治体に負担をかけない自己完結型の支援や、支援内容を提示する提案型の支援を実施します。

災害廃棄物の処理につきましては、災害発生後、被災家屋数などの情報を基に災害廃棄物の発生量を推計し、災害廃棄物処理実行計画を作成の上、災害廃棄物の収集運搬、被災家屋の解体・撤去、中間処理、再資源化及び最終処分など、適正処理を計画的に進めてまいります。

特に収集運搬につきましては、本市の特色である夜間戸別収集を活用し、袋ごみは夜間に、粗大系のごみは昼間に収集するなど、効率的な収集を行います。

仮置場につきましては、被災者が粗大系の片付けごみを自己搬入する一次仮置場、また一次仮置場の粗大ごみや被災家屋の解体がれきを搬入し、破碎・選別処理する二次仮置場を設置し、災害廃棄物を処理することとしております。

その他、し尿処理に関すること、有害廃棄物対策、アルバムなどの思い出の品などへの配慮に関する事項についても記載しております。

なお、参考として次ページに災害廃棄物処理フローを添付しております。計画の素案につきましては、パブリック・コメント時点のものをお手元に配布しております。

説明は以上でございます。ご議論のほどよろしくお願いいたします。

○会長

ただ今の内容につきまして、ご意見やご質問がございましたらよろしく申し上げます。

○委員

11 ページの内容についてですけれども、災害が発生したときに一番困るのは人材がいな
いということが課題として挙げられています。その中で支援体制というのは非常に重要
だと思っております。その中に今回、災害廃棄物処理支援ネットワーク等に専門家を要請
すると書いてあるのですけれども、要は環境省が設定した D.Waste-Net なので、結局福岡
市から離れたところからの支援になります。

そこから、例えば九州に専門家がいればすぐに要請するというか、手間がものすごくか
かるということがあります。そういう面では、この委員の中でも多くの方が所属されてい
る廃棄物資源循環学会九州支部というのがあるのですが、そこには災害廃棄物を対象に研
究している専門家がたくさんいて、福岡にいたので方言もちゃんと理解できる人材ですし、
そういった点で絶対に活用すべきだと私は思っています。ですので、ぜひ入れてください
ということです。

直接、D.Waste-Net にも支援をお願いすると思うのですけれども、加えて、近場にある
大学とかそういう学会、団体とかをぜひ支援体制の仲間として入れていただきたいと思
っています。

もう 1 点、福岡県への事務の委託と書いてあるのですけれども、福岡市が被災すると近
隣の自治体も被災することになるから、近隣のほうがより福岡県にお願いしないといけ
ないことがいっぱい出てくると思います。近隣の中小規模の自治体だと環境に関連する職員
が 1 人とか 2 人とか、非常に少ないわけです。そうすると何もできない状態なので、福岡
市はやはり県ではない別の要請場所を作るべきではないかなというふうに思っています。
その 2 点です。以上です。

○会長

先に質問をいただきます。

○委員

昨年度、春日市の環境審議会において、災害廃棄物処理計画が策定された時に最後まで
議論になったのが、仮置場を具体的にどこにするということを書くべきかどうかでした。
ご存じのように春日市はあまり広い土地がなく、ちょっと目星は付けているけど、それは
書けないとかあり、結局書いてはいないです。

こちらの今日の資料だと、被災地近隣の市有地とかあるいは大規模な市有地と書かれて、
これで多分いいと思うのですが、例えば具体的に示してくださいみたいなパブリック・コ
メントが来たらどう対処されるのかなということで、仮の質問です。以上です。

○委員

このような計画は策定しているけど、いざとなったときは誰も覚えてなくて、もう少し
具体的に、確かに土地のことは記載してもらっているのだけど、17ha の土地もそんなない
わけです。

福岡市の場合は、毎回言っていますように西と東に大きい埋立場跡地がありますし、西
方沖地震が起きたときには、港の網を干す場所を一次仮置場にしました。そういう具体的
な経験がありますので、過去の事例では仮置場はどこにしたというぐらひは、僕は記載し

ていいのではないかというのが1つです。その辺がちょっと一般的な話だと、いざというときに役に立たないかなということですが。

それと、支援体制について田中先生が言っているとおりですけれども、D.Waste-Netに要請すると、そこから九州の研究者に話が行ってという感じでまた戻ってきて、その間にロスがありますので、具体的に先程の学会などと連携するとか。

また問題なのは、災害によってはパッカー車だとなかなか物が入らない。そこでトラック協会や、平ボディ車を持っているところでないとか、大物は運び出せないとかありますので、そういう車両関係についてもある程度具体的にしないといけないというのが1つです。

それから支援を要する人への対応をどうするか、例えば今は老人ホームとかいっぱい作っていますけど、そういう人たちが被災する可能性があるときにどういう支援をするのか。

また、水害のときに、公民館に避難しなさいというハザードマップがきたのです。ところが川が氾濫してしまって、公民館まで行けないということで、スーパーにみんな1日いたということがありました。そういうミスマッチングもあるわけです。

その辺りを踏まえるのも1つの手かなという気がしています。以上でございます。

○委員

各委員の皆さまからのご指摘にありますように、実際に災害廃棄物ということになりますと広域処理になりますよね。熊本地震のときもそうでしたし、実際どういう災害廃棄物をどのくらい受け入れるのか、受け入れないのか。その判断基準というのが曖昧です。

例えば東日本大震災のときなんかは、放射性物質のこともあって、北九州市と福岡市で態度が反対でございました。

だから玄海原発が非常に近い福岡市にとっては、今の時点から判断基準を考えていく必要があるかと思えますけど、いかがでしょうか。

○会長

質問を先に受けたいと思います。

○委員

皆さんご存じのように、九州北部豪雨のときに一番問題になったのが流木だと思います。流木を廃棄物として処理するのではなくて、いかに有効利用するかということが議論されたように思います。

福岡市でそのような災害が起きたときに、そういうものが出るかどうかというのは私にはよく分からないのですが、ごみとして処理するのではなくて有効利用しようという話が出た場合のフローが配布資料ではほとんど見えないのですが、もう少し有効利用について明確化されたほうがいいように思うのですが、いかがでしょうか。

○委員

原発の件ですが、放射性物質に汚染された廃棄物に関しては、計画案には記載されていない状況です。放射性物質の汚染に関しては、この計画どおりに対応できない事態になると思いますので、東日本大震災の事例などを書いて、この計画どおりに対応できないということを明記すべきじゃないかなというふうに思います。

また、計画ではある程度予測を立てて、想定外という事態が起きないようにしていかなければいけないと思っております。

○委員

北海道胆振東部地震がありました。その時に関係している人に聞いたら、これは地震があって初めて道民が知ったのですけれども、原子力との関係もあって、厚真町の発電所に発電量が集中していたとのこと。そこでダメージが起きたものですから、6時間ぐらいで復旧できると思っていたのが、2日間電力が戻らなかったということで、札幌を含めていろんなところが影響を受けたわけです。

想定外以上ですけれども、1か所の発電所に集中していたということが、災害復興にもすごくダメージを与えて、トイレが使えない、水道は使えないということだったから、支援しようにもできなかつたとか、ガソリンスタンドの電気が止まりましたので、灯油も供給できないとかということで、予想外のパニックになったということを知ったものですから、電力会社の体制は大丈夫かということも聞いていただいて、計画に反映していった方が使えると思います。以上です。

○会長

災害時には当然そういうインフラも影響を受けますので、その中での対応をどうするかということも計画にある程度は盛り込むことになるのかと思います。

○委員

少し事務局に所見をお伺いしたいのですけれども。

○会長

何か事務局のほうでご意見や説明がありましたら。

●事務局（循環型社会計画課長）

たくさんご意見いただいてありがとうございます。

まず原子力災害についてですけれども、放射性物質に汚染されたものにつきましては、廃棄物処理法上、廃棄物に該当しませんので、この計画の対象とはなりません。そこで今回はこの計画には記載していないという状況でございます。

なお、放射性物質に汚染された廃棄物の処理につきましては、国が示した方針に基づき対応することとなります。

それから委員の仮置場の記載に関するご質問ですけれども、仮置場には一次仮置場と二次仮置場がありまして、委員がおっしゃったのは二次仮置場のことですか？

○委員

いえ、一次も二次もです。

●事務局（循環型社会計画課長）

一次も二次もですね。まず一次仮置場につきましては、避難が落ち着いた後、被災家屋から大量の片づけごみが発生しますので、それを搬入する一次仮置場を街区公園及び近隣公園に設置したいと考えておりまして、今まさに各区の自治協議会と協議を行っているところでございます。

基本的には市内全部の街区公園、近隣公園を指定したいと思っておりますけれども、緊急車両が出入りする病院や消防署の近くの公園は除外する必要がありますので、そういった公園を除外した上で候補地を決定したいと考えております。

ただ、候補地であることを日頃から公園に掲示しておく、そこにごみが不法投棄されることも考えられますので、表示は考えていないのですけれども、一次仮置場の候補地が決まりましたら、市のホームページで公表したいと考えております。

二次仮置場につきましては、市の埋立場跡地とか清掃工場の周りにある広い敷地が想定されるのですが、それにつきましても実際の災害の規模とかに応じて決定しますので、この計画の中には具体的に記載しないこととしております。

流木の関係については素案の 19 ページに、組成別の処理フローを載せているところでございます。木くずについては、民間の再資源化施設に運び込んで木質チップにリサイクルします。

○会長

実際の災害の時にはいろんな形状といいますか、状況の廃棄物が発生しますので、この計画の中であらかじめ具体的にどこまで書けるかは、難しいことだろうとは思いますが、可能性としてこういうことが起こりうるであろうと、それに対してどう対応しますという考え方ぐらいは示していただいているのかと思います。

例えば仮置場のことで 22 ページに説明がありますけれども、具体的にどこに設置するということは書いていないのですが、先ほど説明があったような地域と協議を行って決定するとか、そういう説明は一通りされていますので、具体的にどうするのかは、実際に災害が発生したときの廃棄物の種類、量に応じて決まってくるかだと思います。今回の計画は、あくまでも基本的な考え方を整理したものになるかだと思います。

今回、審議会への報告ということですので、このあとパブリック・コメント等も踏まえて、3 月には策定ということになるのですが、おそらく策定された後もまだまだ対策に取り組むことがあるかと思いますが、その辺りは環境局内部で周知徹底もしていくことになりそうですし、もちろん市民の方への情報提供ということも重要になりますので、事務局の方で作業を進めていただきたいと思います。

○委員

原発については、先ほどご説明をいただいた内容を計画に記載しておくべきじゃないかなと思っています。原子力災害の時にどのようなことが起こるのか、それはやっぱり市民も自覚をしておかないといけないことだと思います。

例えば補足という形で計画に記載していただければと思います。よろしくお願いします。

●事務局（循環型社会計画課長）

委員のご指摘どおり、補足という形で、記載させていただきたいと思います。

○会長

よろしいでしょうか。

●事務局（環境政策部長）

ご指摘いただきました原子力災害の対策について、担当課長がご説明させていただきましたけれども、若干補足をさせていただきます。

原子力災害における廃棄物につきましては、福岡市におきましてもしっかりと対応させていただいているところでございまして、市民局が所管しております福岡市地域防災計画の原子力災害対策編におきまして、先程ご指摘いただきました放射性物質を含む廃棄物につきましては、まず、国の主導の下で収集・保管していくということになっています。

従いまして、市民の皆さま方、事業者の皆さま方にはしっかりご説明する必要がありますので、放射性物質を含む廃棄物の取扱いについては、周知徹底させていただくこととなります。

また、汚染された廃棄物を一時保管する場合は、国に対しまして、速やかな対策を要請するということで計画に明記されているところでございます。委員の皆さま方からご意見があったということは、市民局にもしっかりと伝えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○会長

今のご説明のような内容を計画の中にも書き込んでいただければ、ある程度理解できるかと思えます。よろしくをお願いします。

いろいろご意見いただきましたので、そちらを踏まえて対応をお願いしたいと思えます。ちょっと時間が過ぎてしまいましたけれども、以上で議事の報告については終了したいと思えます。

では、進行について事務局にお返しします。

4 閉会

●事務局（環境政策課長）

二渡会長、委員の皆さん、ありがとうございました。

最後に、環境政策部長の田川より閉会のごあいさつを申します。

●事務局（環境政策部長）

本日は長時間にわたりまして、熱心なご審議、ご意見をいただきましてありがとうございました。時間をオーバーしまして申し訳ございませんでした。各委員の皆さま方から頂きましたご意見については、今後の環境行政にしっかり反映できますように取り組んでまいりたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。